

研究発表講演会開催運営要綱

1989年3月7日理事会制定
1992年3月3日理事会改定
2016年7月8日理事会改定
2018年5月15日理事会改定
2019年2月12日理事会改定
2021年2月9日理事会改定
2021年3月23日理事会改定

研究発表講演会(以下「講演会」と称する)はそれぞれのテーマ、特質に応じてできる限り自由に、かつ特色有る運営がなされるべきであるが、本会がその責任において実施する講演会には、「研究発表に関する規定」(以下、規定という)に基づく一定の統一性を確保するため、本要綱に従って実施するものとする。

なお、当運営要綱は支部、部門企画の講演会に共通して適用するものとする。

1. 企画

支部・部門は講演会を企画するにあたり、実行委員会(以下、企画者)を組織し、テーマ・開催年月日・開催地を決定する。ただし、必要に応じて理事会は企画者に開催日の変更を求めることがある。

2. 発表資格の表記

講演会における発表者は、規定に定める資格を必要とし、対象講演会(国際会議を除く本会主催講演会)では、プログラムに発表者の資格を明記する。

[例]

正員の場合	○(正)機械太郎
学生員の場合	○(学)機械花子
協賛団体資格の場合	○(協)電気花子
会員外(依頼)の場合	○(外)機械次郎

3. 講演募集

企画者は講演募集を行うにあたり、本会ホームページに募集内容を登載し、締切りまでに十分な募集期間を設けるよう配慮する。

4. 使用言語

使用言語は、その講演会の特質に応じて企画者が自由に決めることができる。

5. プログラム編成

企画者は、講演プログラムの編成に際し、講演会が単に研究発表の場のみで終わることなく情報交換の場となり得るよう、討論に重点を置いた編成を心掛ける。オーガナイザーはオーガナイズドセッションの活性化のため、企画者の了解を得て、会員外の講演を受け付けることが出来る(規定 第2項)。

6. 研究発表の採択

研究発表の採択は、その審査方法も含め企画者において決定する。

7. 予算

(1) 支部・部門企画:各支部・部門において、企画者は必要な経費に対し参加登録料等の収入を決めて収支の予算編成を行い、その範囲内で実施する。なお、参加登録料は、会員と会員外において原則として会費相当額以上の差を設け、共通経費も念頭に入れた収支のバランスを図る。

(2) 合同企画:支部、部門、委員会間で合同企画とする場合は、その都度関係組織間で調整を行い予

算を編成し、実施する。

8. 講演会の発行物

講演会の研究発表内容は、発行日を明記して以下のいずれかの方法で発行し、発行形態はホームページ等を通じて明示する。発行日は原則として開催初日とするが、電子的方法による事前公開も可とし、公開日を発行日とする。アブストラクト集と予稿集は参加者のみの配布資料とし、機械学会として著作権の譲渡は求めない。

- (1) アブストラクト集(発表内容を簡潔にまとめたもの)
- (2) アブストラクト集+予稿集
- (3) 予稿集(発表内容をまとめた論文)

講演論文集は、予稿集とは別に、講演会終了後に発行する。講演発表が行われた2ページ以上の論文で、かつ発表者が掲載を希望するものだけを収録し、電子ジャーナルプラットフォームで公開する。講演論文集の著作権は、原則として日本機械学会に帰属する。

9. 報告

講演会終了後は、講演会開催報告書を理事会に提出すると共に、参加者の内訳(以下)を報告する。

発表者資格別内訳(正員, 学生員, 協賛団体会員, 一般・学生, その他, 依頼)

協賛団体資格による発表者の団体名

発表者所属別内訳(企業, 学校, 官公庁, その他)

有料参加者所属別内訳(企業, 学校, 官公庁, その他)

有料参加者資格別内訳(正員, 学生員, 協賛団体会員, 一般・学生, その他)

また、発表者の変更など、座長から報告を受けた場合はプログラムを修正し、理事会に提出する。

10. 原稿の書き方

原稿は、本会指定のテンプレートに従って作成することとし、ページ数は各講演会の特質に合わせて企画者が自由に決めることができる。

11. 特別講演謝礼

講演会において特別講演等を企画する場合、その講演謝礼は次のとおりとする。

- (1) 部門, 委員会:「講演謝礼について」「パネリスト謝礼基準」を適用する。
- (2) 支部:上記1の規定を参考にその都度決定する。

12. 共催・協賛

他の団体と共催あるいは協賛する場合は、「共催, 協賛, 後援に関する規定」に基づき理事会の承認を得て実施する。開催に関して、他団体との取り決めが別にある場合はそれに従う。